

普通交付税が年々減額されている厳しい財政状況の中、町は限られた財源でまちづくりを行っています。平成28年度予算の概要についてお知らせします。

**無駄を省いた大胆な予算改革へ**

平成27年度普通会計決算見込において一定の黒字は確保できるものの、その中身は昨年度からの繰越金、基金の取崩しによるところが大きく、決して財政状況が安定しているわけではありません。特に自主財源については毎年収入全体のわずか4分の1程度。このことから、徹底的に無駄を排除した大胆な歳出改革に取り組み第一歩として、本年度の予算編成を行いました。

自主財源の根幹をなす町税は、未だ景気の低迷感から脱却できていません。また、毎年歳入の35%前後を占める普通交付税は、合併算定替の激変緩和期間に入り、算定基礎となる国勢調査人口が前回より大幅に減少し、試算では約1億5千万円ほど減額の見込みです。その反面、昨年度から飛躍的に増加した「ふるさと納税」については、10億円の収入を見込んでいます。今後、地方交付税が減少していく中、新たな貴重な財源として、さらなる収入確保に努めていきます。

歳出面では、民生費を中心とした社会保障関連経費が高齢化等により引き続き増加。皆様の安全安心な生活の確保、生活と密接に関わる事業については一定の予算を配分する一方、経常経費については経費削減を徹底していきます。

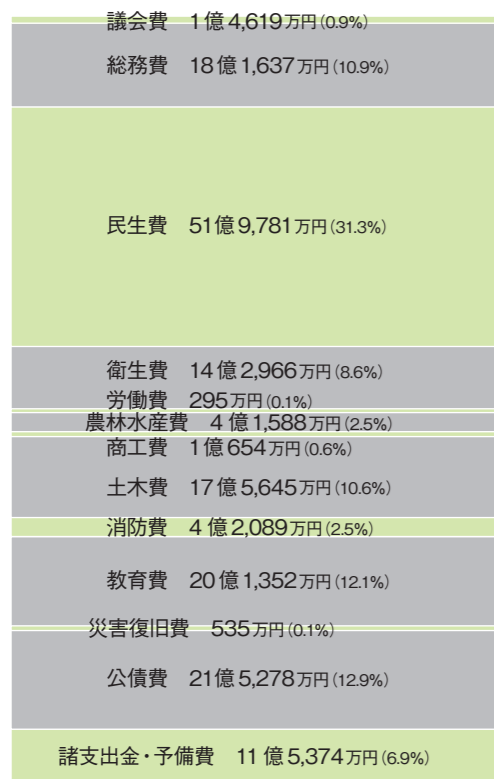
また、建設事業費は、合併特例事業、過疎対策事業について、優先順位を付けたうえで実施します。金田小・中一貫型義務教育学校建設事業費の一部として、用地購入費及び基本設計、用地測量設計費を計上しており、来年度以降の早期建設に向けて取り組みます。なお事業実施においては、交付税措置のある合併特例債、過疎対策事業債及び緊急防災減災事業債を有効利用しつつ、将来の元利償還金返済額を十分勘案し、財政余力の範囲内での実施を考えています。

# 予算

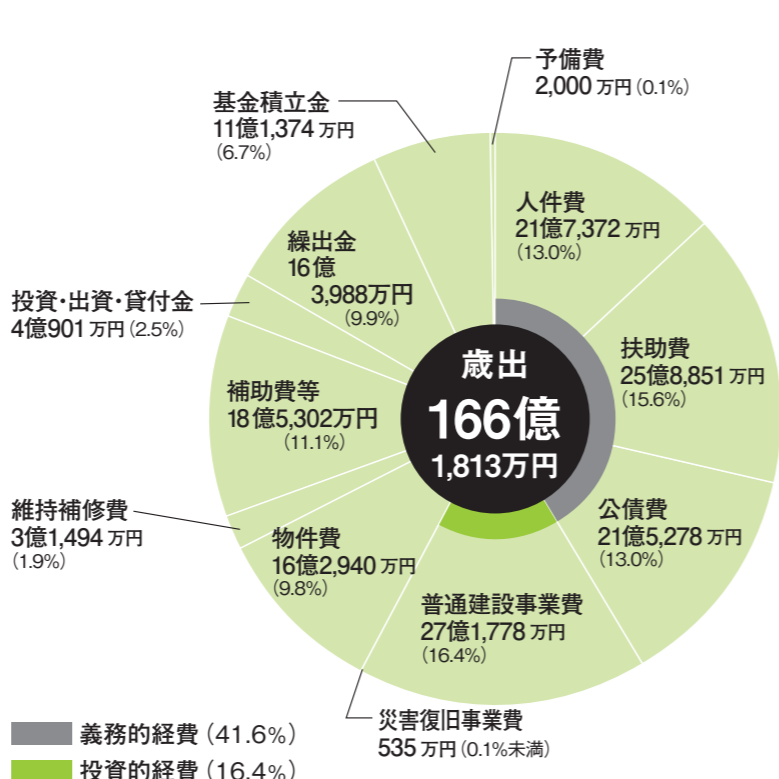
平成28年度



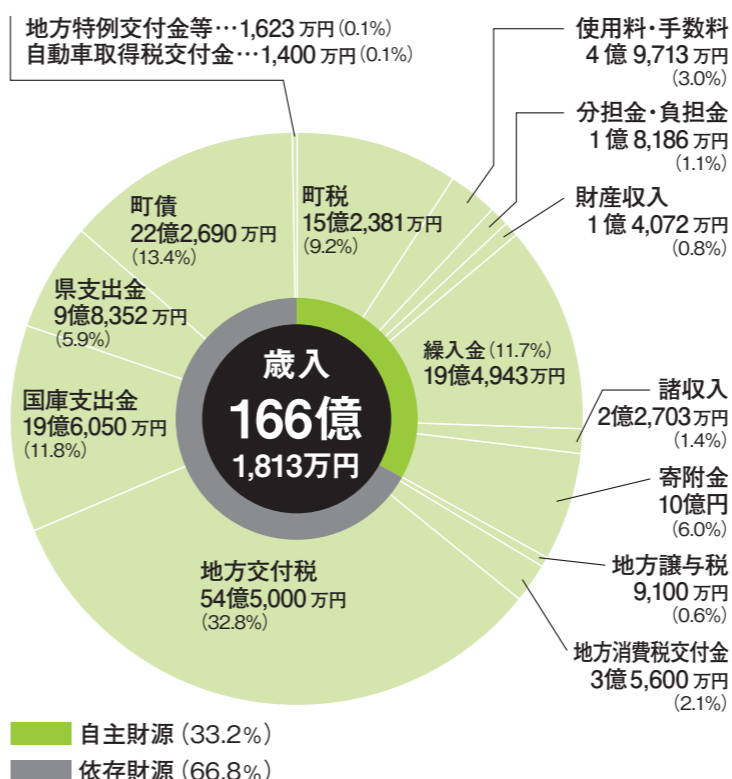
## 一般会計歳出【目的別グラフ】



## 一般会計歳出【性質別グラフ】



## 一般会計歳入



## 特別会計予算

特別会計	予算等金額	
同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計	7,304万円	
国民健康保険事業特別会計	43億1,997万円	
後期高齢者医療特別会計	2億8,059万円	
国民健康保険福智町立診療所事業特別会計	11億2,603万円	
田川郡町村公平委員会特別会計	190万円	
水道事業会計	収益的収入	6億2,158万円
	収益的支出	6億736万円
	資本的収入	2億7,520万円
	資本的支出	4億1,678万円

「一般会計と特別会計」は地方公共団体の会計のうち「一般会計」は基本的・全般的な経費を管理する会計で、「特別会計」は特定の事業を行うために、特定の歳入・歳出を一般会計と区分して管理するための会計です。

**【歳入】**

- 町税：みなさんに納めていただく「町民税」、「固定資産税」、「たばこ税」、「軽自動車税」などの税金です。
- 地方交付税：市町村の財政力に応じて国から交付されるお金で「普通交付税」と「特別交付税」があります。「地方交付税」は、団体間の財政力の不均衡をなくし、どの住民にも一定の行政サービスが行えるよう、国税（所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税）として集められた財源のうち一定割合の額を、地方公共団体に再配分するものです。
- 町債：町の借入金（借金）で償還が2年以上にわたるものです。公共施設建設のように一時的に多額の経費を必要とし、かつ長期間にわたって利用できるもの財源にあてられます。
- 国庫支出金：市町村が行う特定の事業に対して国から交付されるお金で、国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金の3つに分類されます。
- 県支出金：市町村が行う事業に対して県から交付されるお金で、通常は使途が特定されます。
- 緑入金：積立金（基金）の取り崩し金や他の会計から繰り入れたお金です。

**【目的別歳出】**

地方公共団体が行う事業を目的別に分類するもので、行政サービスの水準や行政上の特色などを知らることができ、議会費：議会運営のための経費です。総務費：行政全般の事務などに関する経費です。

- 民生費：障害者、高齢者に対する福祉の充実や子育て支援などの経費です。
- 衛生費：環境保全、疾病予防、健康増進などの経費です。
- 農林水産業費：農林業振興のための支援や生産基盤整備などの経費です。
- 商工費：商工業や観光の振興のための経費です。
- 土木費：道路や河川、公園、施設建設など社会資本整備のための経費です。
- 教育費：学校教育・生涯学習の充実、文化・スポーツ振興などの経費です。
- 公債費：事業を行うために借入れたお金（町債）の元金・利子や一時借入金の利息を支払うための経費です。
- 諸支支出金：他の支出科目に含まれない経費をまとめた科目です。各種基金への積立金、土地取得費等があります。
- 予備費：予算編成の際、予期しなかった支出に対応するための科目です。

**【性質別歳出】**

地方公共団体の経費を性質別に分類するもので、義務的経費、投資的経費、その他の経費に区分できます。義務的経費は支出が義務づけられている経費で、投資的経費は行政水準の向上にかかる経費です。

- 人件費：議員報酬、職員給与などです。
- 物件費：賃金、旅費、交際費、需用費など消費的性質をもつ経費です。
- 維持補修費：道路や公共施設などを管理するために必要な経費です。
- 扶助費：社会保障制度の一環として、高齢者、児童、身障者などに対して行う支援のための経費です。
- 補助費等：町から他の団体などに対して行政上の目的から支払う経費です。報償費（講師謝金等）、役務費（保険料等）、負担金・補助金及び交付金（助成金等）などが該当します。
- 普通建設事業費：道路や公共施設の新増設に必要とされる経費です。
- 災害復旧事業費：災害で被災した施設などを復旧するための経費です。
- 失業対策事業費：臨時的に就職の機会を与えることを目的に、建設事業などを行うための経費です。
- 公債費：町の借入金を償還するための経費です。
- 積立金：財政運営を計画的にするため財源変動に備えて積立てる経費です。
- 緑支出金：一般会計、特別会計、基金との間で、相互に資金運用をするための経費です。

**用語説明**

「一般会計と特別会計」は地方公共団体の会計のうち「一般会計」は基本的・全般的な経費を管理する会計で、「特別会計」は特定の事業を行うために、特定の歳入・歳出を一般会計と区分して管理するための会計です。